

豊明市福祉体育館、老人福祉センター及び中央児童館の
包括的指定管理公募型プロポーザル募集要項

2026年7月

豊明市教育委員会 教育部 生涯学習課

豊明市 健康福祉部 長寿課・子育て支援課

第 1.	目的	1
第 2.	募集の概要	2
1	指定管理対象施設について	2
2	指定期間	3
3	施設の利用時間及び休日	4
4	豊明市指定管理者審査委員会の設置.....	4
5	優先交渉権者等の決定	4
6	審査結果等の通知及び公表	5
7	細目についての協議	5
8	協定の締結	5
9	指定管理者の公募及びスケジュール.....	5
第 3.	提案する業務内容及び範囲等.....	6
1	通常業務	6
2	自由提案枠（スポーツの推進、利用者満足度向上の提案）	6
第 4.	事業収支に関する事項	7
1	指定管理料	7
2	施設運営収入	7
3	市からの受託事業に関する収入.....	7
4	自主事業に関する収入	7
5	維持管理・運営費用	8
6	受託事業に係る費用	8

7	自主事業に係る費用	8
8	指定管理料の支払い	8
9	予算の流用	8
第 5.	指定管理者の公募に関する事項.....	9
1	質問の受付及び回答	9
2	申請書類の提出	9
3	一次審査結果の通知	9
4	二次審査	9
5	二次審査結果の通知	9
6	指定管理者の指定	10
7	指定管理者との協定締結	10
第 6.	応募に関する事項	11
1	応募資格	11
2	応募者の形態	11
3	申請書類	11
4	留意事項	13
第 7.	審査及び選定に関する事項	14
1	審査方法	14
2	審査委員会の役割	14
3	一次審査	14
4	二次審査	14

5	審査基準	15
第 8.	問い合わせ先	17

第1. 目的

従来、公の施設の管理については、公共団体等に限られていましたが、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されました。これは、公の施設の管理について、民間の事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上につなげようとするものです。

現在、豊明市福祉体育館（以下「福祉体育館」という。）、老人福祉センター、中央児童館の管理・運営については、指定管理者制度が導入されていますが、2027年3月31日をもって指定管理期間が終了します。

今回、福祉体育館、老人福祉センター、中央児童館の包括的な維持管理運営を行う次期指定管理者の候補者を選定するために、指定管理者募集に関して必要な事項を本要項に定めしました。

指定管理者を募集するにあたっては、福祉体育館と同じ建物内にある、老人福祉センター及び中央児童館の現在の機能を維持しつつも、参入要件を一部緩和し、福祉体育館と一体的な管理を行うことで、児童及び高齢者の健康増進、児童の健全育成などを総合的に行う「全世代型スポーツ交流施設」として管理運営を行い、スポーツの推進及び多世代交流、稼働率の低い部屋の有効活用、スケールメリットを活かした効率的かつ効果的な施設運営及び維持管理の実現が期待できる提案を募集します。

加えて、管理運営上の必要な改修を市で実施したうえで、機能向上に資する改修、備品購入のための自由提案枠についても、提案を受け付けます。自由提案枠については、民間事業者の自由な提案に対して、優先交渉権者と市が協議をし、整った段階で予算化を行う制度です。

（根拠法令：地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第2. 募集の概要

1 指定管理対象施設について

(1) 福祉体育館

ア 所在地：豊明市西川町笹原26番地1

イ 開設年月：昭和52年9月

ウ 規模：建築面積 3,481 m² 延床面積 7,840 m²

エ 構造：SRC造 4階建て

オ 施設内容

①福祉体育館

1F面積 1,756 m²

- 事務室1、2
- 印刷室
- 機械室
- 職員更衣室
- 卓球室 (260 m² 8台常設)
- トレーニングルーム (196 m²)、
- 男女ロッカールーム (シャワー室)
- 会議室 (112 m² 60名)

2F面積 3,310 m²

- アリーナ (1,561 m² バレーボール2面、バドミントン8面、バスケットボール2面、卓球24面)
- 指令台
- 柔道場 (112畳)
- 剣道場
- 指導員室
- 医務室
- 事務室
- 男女ロッカールーム (シャワー室)

3F面積 870 m²

- 観覧席 (608席)

その他

- 駐車場 155 台
- 駐輪場 1 か所
- エレベーター 1 基

②老人福祉センター（福祉体育館内）

用途部分面積（1 F） 1,213 m²

- サロン（フリースペース_150 m²）
- 集会室×4（38 m²、35 m²、59 m²、44 m²）
- 相談室（47 m²）
- 娯楽和室（貸部屋_169 m²）
- 展示ホール（112 m²）

③中央児童館（福祉体育館内）

用途部分面積（1 F） 333 m²

- 遊戯室（116 m²）
- 集会室（48 m²）
- 図書室（30 m²）
- 休養室
- トイレ

（2）陶芸会館（福祉体育館敷地内別棟）

ア 所在地：豊明市西川町笹原26番地2

オ 施設内容

- 陶芸教室
- 陶芸窯

2 指定期間

2027年4月1日から2032年3月31日 5年間

ただし、モニタリングにおいて維持管理運営が優良だと認められる場合は次回指定管理施設において、非公募による延長（5年間）を行います。

※指定期間内であっても自治法244条の2、第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

3 施設の利用時間及び休日

施設の利用時間及び休日は、次のとおりです。なお、優先交渉権者と協議のうえ、必要と認めた場合は、利用時間及び休日の変更を可能とすることとします。

(1) 福祉体育館

ア 利用時間

施設名称	運営時間
福祉体育館	午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで
老人福祉センター	午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで
中央児童館	午前 9 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

イ 休日

月曜日。ただし、月曜日が祝日の場合は、その翌日以後の最も早い祝日ではない日とする。

(2) 陶芸会館

ア 利用時間

施設名称	運営時間
陶芸会館	午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

イ 休日

月曜日。ただし、月曜日が祝日の場合は、その翌日以後の最も早い祝日ではない日とする。

4 豊明市指定管理者審査委員会の設置

指定管理者の候補者を選定するにあたり、豊明市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提案書類等の審査を行います。

5 優先交渉権者等の決定

審査委員会による書類審査（一次審査）と提案に対するヒアリング（二次審査）を行い、その結果として、市は優先交渉権者と次点の交渉権者を決定します。

(1) 一次審査

- 2026年9月末頃に申請書類により審査を行います。
- 応募者が4者を超えた場合は、最大4者に絞り込みます。

(2) 二次審査

2026年10月上旬から中旬頃に一次審査の通過者によるプレゼンテーションを行い、順位付けを行います。

6 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、一次審査及び二次審査それぞれにおいて、対象者に速やかに通知します。また、二次審査の結果は、豊明市ホームページへの掲載によって公表します。

7 細目についての協議

市は優先交渉権者と細目協議を行い、その協議が整った後に、当該優先交渉権者を指定管理者の候補者とします。優先交渉権者と細目協議が整わない場合は、次点の交渉権者と細目協議を行います。

8 協定の締結

市は、議会の議決後に前項の候補者を指定管理者として決定し、施設管理に関して協定を締結します。

9 指定管理者の公募及びスケジュール

指定管理業務開始までの想定スケジュールは次のとおりです。状況により前後する場合がありますので、ご了承ください。

項目	時期
募集要項の公開	2026年7月31日（金）
公募に関する質問受付期間	2026年8月3日（月）～8月19日（水）
公募に関する質問回答	2026年8月26日（水）
申請書類の受付期間	2026年9月2日（水）～9月18日（金）
一次審査	2026年9月下旬
一次審査結果通知	2026年10月上旬
二次審査	2026年10月上旬～10月中旬
選定結果の公表	2026年10月下旬
債務負担行為及び指定管理者の指定	2026年12月
基本協定締結	2027年3月
年度協定締結	2027年4月
指定管理業務開始	2027年4月

第3. 提案する業務内容及び範囲等

指定管理者の業務として、概ね次の業務を提案・実施してください。具体的な業務内容については、仕様書をご確認ください。なお、仕様書については、指定管理者の指定後、サービス・管理の水準が低下しないことを前提として、市又は指定管理者の発意に基づき、双方協議の上で内容を変更することができるものとしますが、仕様書の内容変更を確約するものではありません。

1 通常業務

- (1) 指定管理施設の管理運営の基本方針
- (2) 各施設の管理運営に関する業務
- (3) 各施設の維持管理に関する業務
- (4) 各施設の自主事業に関する業務
- (5) 管理の質や市民サービス向上に寄与する業務

2 自由提案枠（スポーツの推進、利用者満足度向上の提案）

新たに貸館として開放する福祉体育館1階の事務室、会議室スペース等を用いた、スポーツの推進、利用者の満足度を向上させるための自由提案枠として、定められた金額（30,000千円（消費税及び地方消費税を含む））の範囲内で、必要な改修や備品設置等の提案を必須とします。なお、提案にあたっては、以下の点に留意してください。

- 自由提案については、スポーツの推進を目的とした福祉体育館1階の事務室の活用を必須項目とします。
- 福祉体育館の改修については、1階パーテーションの撤去、壁タイルの撤去、事務室の床の改修を、市が行うことを想定しています。この改修とは別に、提案者の資金による改修提案についても妨げません。
- 提案について補助金等財政措置を活用することを前提として、市の負担額の上限10,000千円とします。具体的な補助金等の活用については、優先交渉の際に事業者と協議の上、検討を進めます。
- 事業開始、実施時期については、指定管理の準備期間～指定管理期間内であれば結構です。

第4. 事業収支に関する事項

1 指定管理料

指定管理料の上限額は、449,553千円（5年）です（金額は、消費税等を含む）。指定管理料については、以下のとおり算定していますので、事業者による提案も同様に算定してください。

なお、本市では指定管理料の算定において、自主事業による収入は見込んでいませんが、事業者による自主事業の実施に伴う営業利益相当額の一部を指定管理料節減のために還元する提案も可能とします。

$$\text{指定管理料} = \text{維持管理・運営費用} + \text{受託事業に係る経費} - \text{施設運営収入} - \text{受託事業収入}$$

※指定管理料の算定については、現行の消費税率10%を適用してください。なお、消費税率等の改正があった場合は、協議の上指定管理料に反映するものとします。

※金額については、豊明市議会における指定管理者指定の議決以降で、市と締結する基本協定で確定するものとして参考とします。

※修繕料については、協定により年度ごとの金額を定め支払いますが、年度終了後に執行残が発生した場合には、残額の返還が必要になります。

2 施設運営収入

本事業では、利用料金制を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を、自らの収入とすることができます。利用料金は、市が条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めることができます。

なお、2026年度中に収納した利用料金のうち、2027年度の利用分については、指定管理者の収入とします。また、2031年度に収入する2032年度の利用分については、2032年度に新たに指定管理を引き継ぐ者の収入とします。なお、引き継ぐ者がいない場合は、豊明市の収入とします。

3 市からの受託事業に関する収入

指定管理者は、仕様書に規定する受託事業を実施するものとします。なお、受託事業の実施に伴う収入は、すべて受託事業収入として指定管理料に反映しています。

4 自主事業に関する収入

本市では指定管理料の算定において、自主事業による収入は見込んでいませんが、事業者が実施する自主事業に伴う営業利益相当額の一部を収入として計上することにより、指定管理料の節減をする提案も可能とします。

5 維持管理・運営費用

指定管理者が行わなければならない維持管理・運営業務に伴う、指定管理者の人件費、施設の修繕料、樹木管理費、指定管理者が整備しなければならない備品購入費、光熱水費、警備業務、清掃業務を外部委託した場合の委託料及びその他経費等が含まれます。

6 受託事業に係る費用

受託事業に伴う、講師代、会場費、保険料及びその他経費等が含まれます。

7 自主事業に係る費用

本市では指定管理料の算定において、自主事業による収入は見込んでいません。ただし、施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担により自主事業を行うことは可能とします。なお、自主事業は、豊明市又は豊明市教育委員会と協議の上、許可された場合に実施可能とします。

8 指定管理料の支払い

指定管理料は、応募者から提案いただいた額を基本とし、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）業務が開始するまでに、市と指定管理者で事業条件等を協議の上、支払い時期や方法を協定にて定めます。

9 予算の流用

指定管理者は市と協議の上、市が認めた場合は流用を可能とします。

第5. 指定管理者の公募に関する事項

1 質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問については、原則質問書（様式13）による方法のみ受け付けますので、電話による問い合わせはご遠慮ください。

- (1) 受付期間：2026年8月3日（月）～2026年8月19日（水）午後5時まで
- (2) 提出先：豊明市役所 教育部 生涯学習課
- (3) 提出方法：電子メール<shogaku@city.toyoake.lg.jp>
- (4) 回答方法：豊明市ホームページ上での公表

2 申請書類の提出

申請書類を以下のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間：2026年9月2日（水）～2026年9月18日（金）まで
※土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先：豊明市役所 教育部 生涯学習課
- (3) 提出方法：持参（郵送やFAX等による提出は受理できません。）
※要求した内容以外の書類については受理しません。

3 一次審査結果の通知

電子メールにより、応募者が指定した連絡担当者に電子メールにて連絡します。なお、複数の団体による共同事業体（以下、「共同事業体」という。）により応募した場合は、共同事業体の代表団体あてに連絡します。

4 二次審査

一次審査の通過者による、二次審査（提出書類に基づくプレゼンテーション及び質疑応答等）を行い、順位付けを行います。プレゼンテーションは口頭のみ20分、質疑応答は30分の予定です。なお、二次審査は、10月上旬から中旬頃に行う予定ですが、時間場所等については、一次審査結果の通知と併せてお知らせします。

5 二次審査結果の通知

審査結果は、一次審査結果の通知と同様に行います。また、審査結果は、豊明市ホームページへの掲載等により公表します。

6 指定管理者の指定

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、その協議が整った後に、議会の議決を経て、指定管理者として正式に指定をします（２０２６年１２月定例月議会に上程予定）。

7 指定管理者との協定締結

市は、指定管理者と施設管理に関して基本協定を締結します。

第6. 応募に関する事項

1 応募資格

法人その他の団体で次の事項を全て満たしていること。なお、個人による応募はできません。

- (1) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 豊明市から指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 最近1年間、市町村民税、固定資産税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立をしていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (7) 本施設を、指定期間に亘り安定的に管理することの可能な、ノウハウ、実施体制、経営基盤等が確保されていること。
- (8) 審査委員会委員が経営または、運営に直接関与していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者または団体でないこと。
- (10) 類似施設の運営実績があること。
- (11) 豊明市または他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定取り消しを受け、その取り消しから2年を経過しない者でないこと。また同法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に抵触しない者であること。

2 応募者の形態

株式会社若しくは、NPO法人、その他法人のほか任意団体（複数の株式会社やNPO法人等により構成されている共同事業体も可能）等であること。個人での応募は認めません。

また、共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表者企業・団体を明記することとし、協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。選定後の協議は、代表企業、団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

3 申請書類

提出部数は、正本1部、副本14部とします。（詳細は、様式集の提出書類一覧表を参照のこと。）提出書類は、原則として日本産業規格A4版とし、ファイル等に綴じて提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書（様式1）

共同事業体の場合は、共同事業体協定書兼委任状（様式4）を提出してください。

(2) 事業者に関する書類

ア 団体の概要（様式2、様式3）

イ 宣誓書（様式5）

ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

エ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書またはこれに類する書類

オ 過去2か年の事業報告書

カ 法人にあっては、

(ア) 当該法人の登記事項証明書

(イ) 過去3か年の

a 法人税、消費税、地方消費税及び法人市町村民税の納税証明書

(a) 納税証明書（その1）

(b) 納税証明書（その3の3）

(c) 法人市町村民税に係る納税証明書

b 貸借対照表

c 損益計算書（販売費及び一般管理費の明細をつけてください。）

※1：指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、設立時における財産目録を添付すること。

※2：共同事業体設立予定の場合には、構成者全てについて、上記（ア）～（カ）の書類を添付すること。

キ その他の団体にあっては、

(ア) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書

(イ) 過去2か年の収支決算書

※：上記、（オ）、（カ）、（キ）の書類の事業報告書、納税証明書、貸借対照表、損益計算書、収支決算書について、団体設立後間もない場合や、申告義務が発生していない場合などにより書類を提出できない場合は、その書類については、提出を不要とする。

(3) 提案書（様式6～12）

ア 施設の管理運営のための基本方針、収支計画・指定管理料、サービス向上及び施設の有効活用に関する考え方、事業計画に関する考え方、施設の運営及び維持管理に関する考え方、自由提案枠、その他 SDGs や女性の活躍推進に関する内容を記載してください。

イ 提案書はパソコン等で作成し、A4横書きの両面印刷とします。

4 留意事項

(1) 接触の禁止

審査委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、構成員の変更は認めません。ただし、構成員の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。その際には、変更の旨を都市計画課まで連絡してください。

(3) 応募の辞退

構成員の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、辞退届（様式14）を提出してください。

(4) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(5) 虚偽の記載をした場合の無効

審査書類に虚偽の記載があった場合には、無効とします。

(6) 審査書類の取扱い

審査書類は、理由の如何を問わず返却しません。また審査書類は、「豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）」の対象となります。

(7) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担となります。

第7. 審査及び選定に関する事項

1 審査方法

指定管理者の候補者は、外部有識者、市職員、その他市長が認めた者からなる審査委員会の厳正な審査により選定します。

なお、審査については、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答（ヒアリング）により行うものとし、審査基準に基づいて採点するものとします。

2 審査委員会の役割

応募者から提出された提出書類について検討し、一次審査通過団体を決定します。二次審査において、一次審査通過団体の順位付けを行います。

3 一次審査

- (1) 書類不備や参加資格等についての確認
- (2) 提出のあった提案書類による審査を行い、応募者の中から4者に絞り込みを行います。
- (3) 審査結果において、基準点（240点）を満たした場合のみ一次審査を通過できるものとします。

4 二次審査

- (1) 提出書類に基づくプレゼンテーション（口頭のみ20分間の予定）
- (2) 質疑応答（30分間の予定）

※配置予定の統括責任者は必ず出席してください。なお、説明者及び出席者は上限5名までとします。

※プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書を基に行ってください。実施にあたっては、ホワイトボード、スクリーン、プロジェクター、パソコンは本市で用意を行いますので、その他必要な機器については応募者で用意し、持参してください。なお、パソコンについては、応募者で所有するものを使用しても構いません。

※一次審査の結果とプレゼンテーション結果を基に順位付けを行います。

5 審査基準

指定管理者の候補者選定については、次の審査基準に基づいて行います。

豊明市福祉体育館、老人福祉センター及び中央児童館の指定管理者審査基準

審査基準		審査項目	審査内容	配点		審査書類
①	施設の管理運営のための基本方針	管理運営に関する基本的な考え方	施設運営のための運営方針は、それぞれの設置目的に寄与するものであるか。事業者ノウハウが活かされているか。	5	30	様式 6
		管理運営の実績	類似施設の指定管理実績の有無、管理運営のノウハウ、資格、能力があるか。	10		
		一体的な管理に関する考え方	福祉体育館全体の一体的な管理により、効率的かつ効果的な管理運営が図られる事業内容となっているか。一体的な管理を行うことでサービスの向上が図られるか。	10		
		利用者の平等な利用に関する考え方	利用者の平等な利用が確保され、事業内容に偏りがないか。	5		
②	収支計画・指定管理料	収支計画・組織の運営状況	管理運営方針を実現するために必要な指定管理料が適切に積み上げられており、収支計画に合理性があるか。組織の運営状況は健全か	40	135	様式 7
		指定管理料	得点 = $\frac{\text{応募者の中の最低提案金額}}{\text{該当応募者の提案金額}} \times \text{配点}$	80		
		指定管理料節減の取り組み	事業者ノウハウを活かした指定管理料節減に繋がる具体的な提案があるか。	15		
③	サービス向上及び施設の有効活用に関する考え方	利用者ニーズの把握とフィードバックの考え方	利用者の意見の把握方法、また反映方法は効果的・明確か、苦情への対応は適切か。	5	60	様式 8
		サービスの質の向上を図るための提案	サービスの質の向上を図るための具体的な提案	10		
		施設の有効活用に関する考え方	市民の利用促進に関する提案 (老人福祉センター及び中央児童館を一体利用した多世代等交流事業や中高生の居場所づくりなど)	25		
			老人福祉センター及び中央児童館部分の一般利用が少ない時間帯や空きスペースについて有効活用できる提案があるか。	20		
④	事業計画に関する考え方	市民に対する	市民に対するスポーツ振興の支援策、技術向上や育成についての提案	15	120	様式 9

		スポーツ振興の支援	市民へのスポーツに関する情報提供についての提案	5				
			スポーツ協会等各種団体などの地域や市と協働した発信性のある事業についての提案	10				
		多世代交流に関する考え方	多世代交流ができる事業等の提案	10				
		児童館事業の実施に関する考え方	現行の児童館サービスと同等以上の質の維持・向上につながる取り組みや福祉的課題を抱える子ども・家庭に対する支援について	15				
		事業計画	受託事業の提案	35				
			【自主事業の提案】 市民のスポーツ振興に寄与する提案や高齢者の健康維持や生きがいづくりに寄与する提案、児童の健全育成及び子育て支援の推進に資する提案、中高生の利用・多世代交流の促進につながる提案など	30				
⑤	施設の運営及び維持管理に関する考え方	施設の維持管理について	施設特有の設備、備品等の管理内容及び方法は適切であり安全と機能が十分保たれるものか。	5	50	様式 10		
			清掃、保守等は法令等に基づき漏れなく適切に計画されているか。	5				
			事故防止、防犯、防災に対する取り組み及び緊急時における対応など利用者の安全対策は十分か。市や関係機関との連絡体制が明確であり、迅速な対応が可能な体制構築を行っているか。	5				
		施設の管理体制について	人員配置、勤務体制、雇用形態について、適切な人員配置、労働条件か。資格等は要件を満たすか。指揮命令系統が明確か、高齢者の就業機会について配慮されているか。	10				
			必要な研修計画が立てられている等の、職員(社員)の資質向上のための取り組み	5				
			管理施設をサポートする体制があるか。	5				
			こどもの利用に対する安全管理体制が構築されているか。	5				
			こども性暴力防止法の趣旨を踏まえた取り組みがなされるか。	10				
		⑥	自由提案枠	自由提案枠に関する考え方 (加点項目)			スポーツの推進、利用者の満足度を向上させるための提案	15
⑦	その他	環境への取り組み	SDGs、環境面への取り組みについての提案はあるか。	5	5	様式 12		
		女性活躍推進 (加点項目)	「女性の活躍推進の宣言の実施」や「あいち女性輝きカンパニー認証」の取り組みはあるか。	10	10			
合計点				400				
加点				25				

第8. 問い合わせ先

豊明市役所 教育部 生涯学習課（市役所本館2階）

〒470-1195

豊明市新田町子持松1番地1

電話 （0562）92-8317（直通）

FAX （0562）92-1141

E-mail shogaku@city.toyoake.lg.jp